

原 第 25 号
平成26年 8 月12日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

北陸電力株式会社
取締役社長 久和 進

志賀原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請に係る優先審査について

当社は、平成 22 年 6 月 28 日に志賀原子力発電所原子炉設置変更許可を申請（平成 23 年 9 月 30 日及び平成 24 年 3 月 16 日に一部補正）しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、新規制基準を踏まえた原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、新規制基準への適合性等を早急に確認し、安全性を確保することが必要と考えておりますので、後申請案件を既申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請案件については、後申請案件の許可後、新規制基準を踏まえた補正申請を実施した上で、審査していただきたいと考えています。

【既申請案件】

1. 申請書名：志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
（1号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 22 年 6 月 28 日（原第 19 号）
3. 変更の理由：
1号炉にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用する。

【後申請案件】

1. 申請書名：志賀原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 26 年 8 月 12 日（原第 22 号）
3. 変更の理由：
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、2号炉に関し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。
ただし、重大事故等対処施設のうち、特定重大事故等対処施設及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第 2 項で設置を求められている常設直流電源設備については今回の申請対象外とする。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以 上